

平成30年度 岩内第一中学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こりうる」、「いじめは、人権侵害である」という基本認識に立ち、本校の生徒が「いじめのない楽しく豊かな学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

岩内第一中学校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- (1) 学校、学年、学級内外にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 生徒・教職員の人権感覚を高め、校内外における好ましい人間関係を築く。
- (4) 日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
- (5) いじめ問題の早期解決に向けて、保護者・地域・関係機関等と連携を深める。

2. いじめの定義

【いじめの定義】（平成30年2月21日 「いじめ防止対策推進法 第1章第2条」より）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、何よりも生徒を守るという立場に立ち事実関係を確かめ、速やかに対応する。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒や保護者の立場に立ち早期解決に努める。

3. いじめの未然防止のための取組

(1) 学校として

- 「出番→役割→承認」を柱とする生徒の良さを引き出す開発的指導の推進
- 共に聴き合い・伝え合い・学び合う「協同的な学び」の授業の創造
- 縦割り班等の異学年交流を通して所属感・達成感を味わう生徒会活動の推進
- 「個性の尊重」「人権尊重」「命の尊厳」を重視した道徳指導の推進
- 定期的な生徒アンケート等による実態把握と共感的な教育相談体制の充実
- 集会活動、便り等を活用した情報発信による啓発活動の推進

(2) 学級指導・教科指導として

- 経営の重点として「いじめは絶対に許さない」という気風づくりを大切にした指導
- 集団生活のルールを守る規範意識の高揚
- 一人一人の出番と役割を大切に自尊感情を育む学習活動の推進
- 人とつながる喜びを味わう体験活動の工夫
- 他を理解し受け入れ、自他共に成長できる集団づくり
- TPO指導の充実に努め安心して自分を表現できる学習環境の確立

(3) 教師に対して

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を生徒に示す。
- 問題を一人で抱え込まず、速やかに管理職・生徒指導部への報告、教師間の連絡・相談など、チームによる協同体制の意識を高める。
- 「いじめ問題」に関する研修を啓発し、職員の共通理解と実践力を深める。

(4) 保護者・地域に対して

- 生徒が発する変化のサインに気づき、積極的に情報共有ができる関係を築く。
- 生徒の「いじめの状況」についての情報提供を行い、理解と協力を求める。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- 全て教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、生徒の小さな変化を見逃さない。
- 変化やサインの気づきは、学年間、教科担任、部活動担当者等と情報を共有する機会を設ける。
- 様子に変化が感じられる生徒には、教師が積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- 共有した変化の状況は、速やかに生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）において問題の情報収集・分析を行いいじめ問題の把握に努める。
- おかしいと感じる生徒には、本人や周囲の生徒への相談体制ときめ細かな観察体制を講じる。
- 「生活に関するアンケート（5月・11月）」と「定期相談（7月、12月）」を年各2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し共に解決して行こうという姿勢を示し信頼関係を深める。
- いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- いじめられている生徒や保護者からの訴えには、誠心誠意対応し、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- いじめ問題を認識、訴えを確認したときには、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周囲の状況や人間関係など構造的に問題を捉える。
- いじめられている生徒の心身の安定・安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応方法については、学校と連携し合い早期解決に努める。
- 学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- 傍観者の立場にいる生徒に対する「いじめ意識」の指導を行い、学校全体としての問題として生徒、保護者への説明責任を果たし、再発防止に努める。
- いじめ問題発生に伴う生徒のメンタルヘルス支援のために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生活指導委員会」

- ・月1回生徒指導部会において問題傾向の把握と対応策を協議する。
- ・生徒指導上の問題発生時に臨時の生徒指導部会を招集し状況把握と対応策を協議する。
- ・全教職員による生徒指導交流会において、現状の課題や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

- ・校内組織に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。
- ・構成は、校長・教頭、生徒指導主事、当該学級担任、とする。
- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、状況把握・状況分析・対応策を協議する。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

- ・いじめの事実を確認した場合は、岩内町教育委員会への報告を速やかに行い、重大事態発生時の対応等については、法に即して、岩内町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。

6. 「重大事態の判断」及び「重大事態発生時の調査」

(1) 重大事態の判断

- ①いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。
- ②いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ③いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ④いじめの早期解決に向けて、当該生徒及び保護者の理解・協力が得られないとき。
- ⑤生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う。

⑥学校が重大事態かどうか判断に迷う場合は、速やかに教育委員会等と連携して判断する。

(2) 重大事態への対処

- ①当該重大事態へ対処及び同種の事態の発生を防止のために、教育委員会の指導を受け速やかに早期解決のための組織を設ける。
- ②設置した組織により、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に関する事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③いじめを受けた生徒とその保護者に、調査に関する重大事態の事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態発生時の調査

- ①校長が調査の主体となるが、「重大事態」と言うことを踏まえ、教育委員会等に設置する「付属機関」との連携を図る。
- ②調査を行う組織の構成は、「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者」とする。
- ③調査手順は、「重大事態発生」→「本人の安全確保」→「教育委員会報告」→「学校と教育委員会の合同会議」→「本人・保護者との面会」→「他の生徒の安全確保と対応のためのアンケート調査と面会」→「合同会議の定期的な開催」→場合によっては「医師・警察との連携」→「定期的・継続的な調査や相談」とする。

7. いじめ防止対策の年間計画

| 期 | 月 | 「いじめ対策委員会」の取組 | その他全職員での取組 |
|--------|------------|---|--|
| 前 期 | 4月 | ・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA 総会時） ・生徒生活状況アンケート ・教育相談後の情報交換 ・いじめアンケート、中間期学校評価（生徒、保護者アンケート、授業評価） ・夏休み中の健康生活状況調査 ・夏休み中の生徒様子の情報交換 |
| | 5月 | ・教育相談の取組内容の検討 | |
| | 6月 | | |
| | 7月 | ・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討 | |
| | 8月 9月 | ・中間期の取組の反省と今後の取組の検討 | |
| 後 期 | 10月 11月 | ・教育相談の取組内容の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒生活状況アンケート ・定期相談 ・教育相談後の情報交換 ・後期学校評価（生徒、保護者アンケート、授業評価） ・いじめアンケート ・冬休み中の健康生活状況調査 |
| | 12月 | ・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討 | |
| | 1月 2月 | ・年度末の取組の反省と次年度の取組の検討 | |
| | | | |
| 定期的取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例生徒指導委員会での実態把握 ・職員会議で生徒についての情報交換 ・朝の学年打合せ ・PTA 役員会、参観日での情報発信 ・学校評議員会及び学校関係者評価委員会での情報発信 | |